

所属機関で不正な研究や差別・ハラスメントに関する 処分を受けた会員に対する要請

日本社会教育学会

2015 年 9 月 19 日制定

日本社会教育学会では、会員の自由で公正な研究教育活動を促進する目的で、2012 年 10 月 7 日、第 59 回研究大会会員総会にて「日本社会教育学会倫理宣言」を採択しました。この宣言に基づき、理事会及び倫理委員会では、所属機関において不正な研究や差別・ハラスメントに関する問題で処分を受けた会員に対し、以下の範囲で学会活動における諸役割の辞退を要請することとしました。なお、本措置は、不正な研究や差別・ハラスメントの問題では、大学院生などの若手会員や、学習活動・共同研究を行う一般市民が相手方当事者となることが多いことに鑑み、会員の学会活動に支障が生じたり、市民の方々の学習活動に被害が及んだりすることがないように、配慮するためです。

範囲：学会理事等、委員会委員、及び学会から依頼する大会・集会関連に関わる以下の役割

- ・理事、会計監査
- ・(会員のオトル) 学会活動に関わるすべての委員会の委員
- ・研究大会、六月集会におけるシンポジウム、プロジェクト研究等の登壇者
- ・研究大会分科会の司会者
- ・学会が依頼する各種の研究会・集会等の登壇者

期間：常任理事会決定が適用される日より原則として 3 年間とする。